

○独立行政法人農業者年金基金公益通報者保護管理規程

(平成18年3月23日制定)

改正 平成27年3月30日
平成29年12月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職員等（職員、臨時職員、派遣労働者及び退職した職員をいう。以下同じ。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス運営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(通報等の受付)

第2条 通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を総務部総務課（内部通報窓口）及び別途定める法律事務所（外部通報窓口）に設置する。

- 2 総務部総務課に通報等の受付業務を行う通報等受付担当員を置き、総務課課長補佐がその任に当たる。
- 3 通報等受付担当員以外の職員又は外部通報窓口に通報等があった場合は、通報等受付担当員に遅滞なく回付しなければならない。

(通報の方法)

第3条 内部通報窓口及び外部通報窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面又は面会とする。

(通報者等)

第4条 内部通報窓口及び外部通報窓口に通報等を行う者（以下「通報者等」という。）は、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の職員等及び基金の取引事業者の労働者とする。

(通報等の報告)

第5条 通報等受付担当員は、通報等を受け付けた場合には、当該通報等の内容について、理事長、理事、監事及び通報等処理責任者に遅滞なく報告するものとする。

る。

2 通報等処理責任者は、総務課長とする。

3 理事長及び監事は、通報等処理責任者に対し、次条第1項に規定する調査を行うため必要な指示を行うことができる。

(調査)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、通報等処理責任者が行う。

2 通報等処理責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第7条 職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 通報等処理責任者は、通報等の調査結果について、理事長、理事及び監事に遅滞なく報告しなければならない。

(是正措置)

第9条 基金は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第10条 基金は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 基金は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

(個人情報保護)

第11条 この規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(利益相反関係の排除)

第12条 通報等がこの規程に定める業務に携わる者に関するものである場合には、理事長の指名する者がその処理を行う。

(通知)

第13条 基金は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第14条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(通報等の内容を知り得た者の責務)

第15条 通報処理を担当する者に限らず、通報等の内容を知り得た者（通報者等の上司、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月7日改正）

この規程は、平成29年12月7日から施行する。